

旭川医科大学病院評価基準委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院評価基準委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院評価基準委員会規程（平成18年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 病院長</p> <p>(2) 副病院長</p> <p>(3) 診療科長のうちから 2人</p> <p>(4) 中央診療施設等の部長又はセンター長のうちから 1人</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>(6) <u>事務局次長（病院担当）</u></p> <p>(7) 学外の学識経験者 1人</p> <p>(8) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第3号、第4号、第7号及び第8号の委員は、病院長が委嘱する。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 病院長</p> <p>(2) 副病院長</p> <p>(3) 診療科長のうちから 2人</p> <p>(4) 中央診療施設等の部長又はセンター長のうちから 1人</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>(6) <u>病院事務部長</u></p> <p>(7) 学外の学識経験者 1人</p> <p>(8) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第3号、第4号、第7号及び第8号の委員は、病院長が委嘱する。</p>

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第6号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)